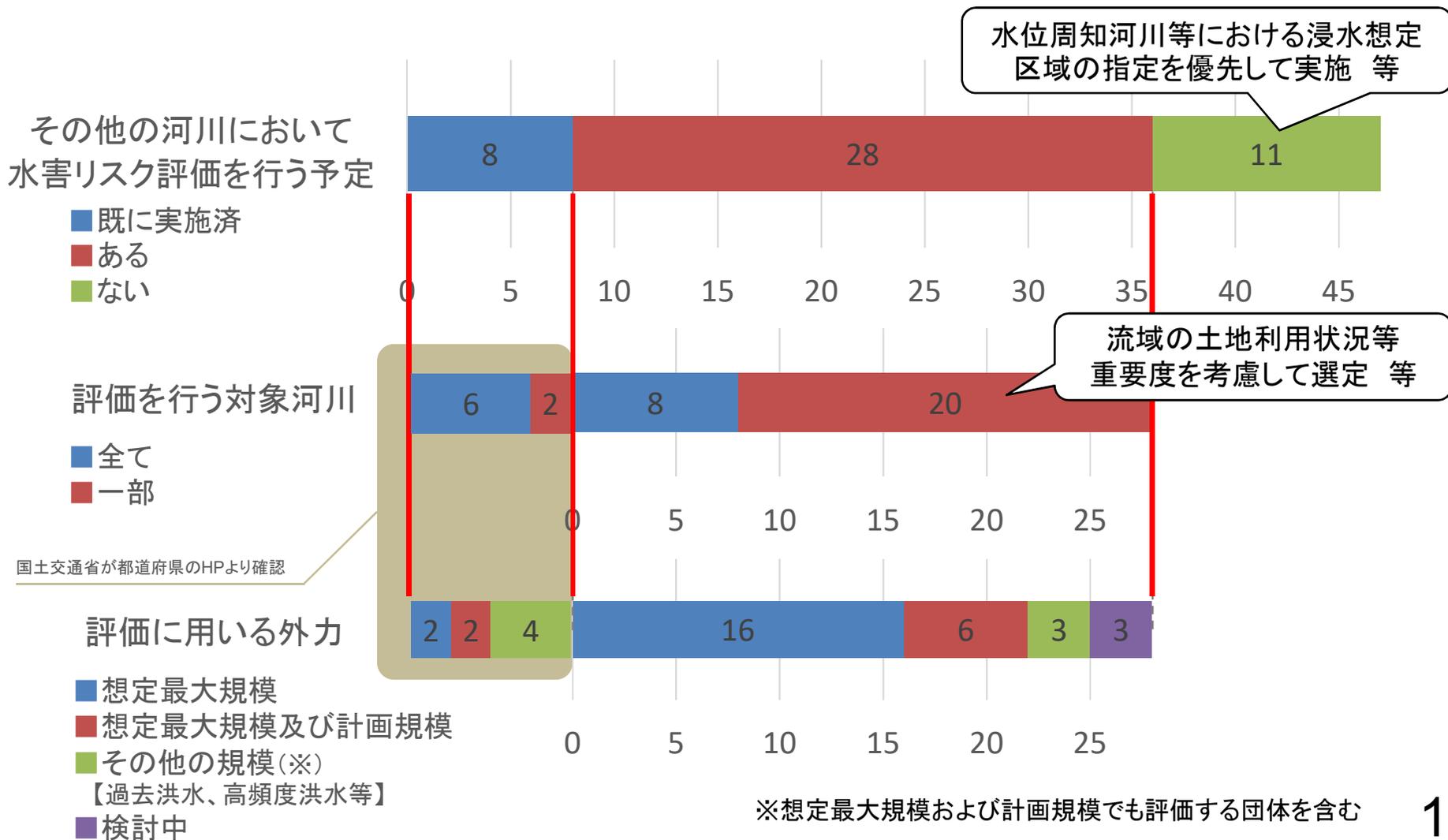


中小河川における浸水想定検討状況に関する
都道府県へのアンケート調査結果

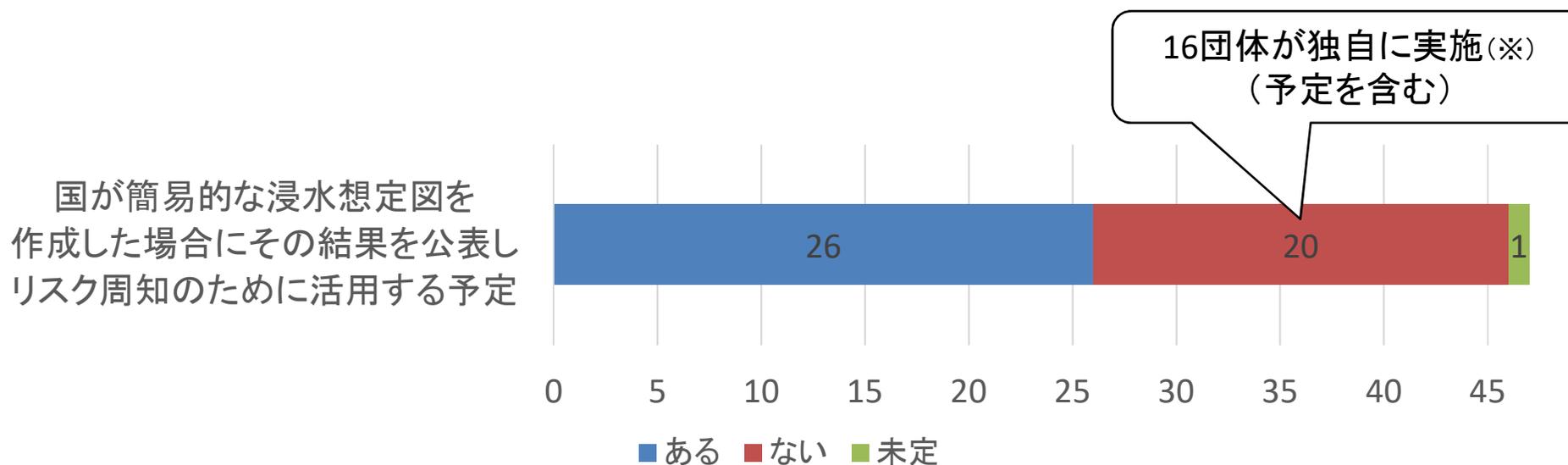
「その他河川」における洪水浸水リスクの検討状況に関する調査

- 「その他河川」における洪水の水害リスク評価の状況について、47都道府県を対象にアンケート調査を実施(11/26～12/3)。
- 47都道府県のうち8団体が既にその他河川における水害リスク評価を実施、28団体が今後実施予定。



「その他河川」における洪水浸水リスクの検討状況に関する調査

- 国が簡易的な浸水想定図を作成した場合に、その結果を公表しリスク周知のために活用する予定があると回答した都道府県は26団体。また、予定がないと回答した20団体のうち、16団体が独自に実施と回答(予定を含む)。



※「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」及び「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き」に基づき実施している団体を含む。

「その他河川」における洪水浸水リスクの検討状況に関する調査

- 「その他河川」において簡易的な水害リスク評価を実施することに対し、国の評価結果の活用や実施することの課題、リスク評価の条件等について意見が寄せられた。

【「その他河川」において簡易的な水害リスク評価を実施することに対する意見】

■国の評価結果の活用について

- 国でリスク評価を行うのであれば、リスク周知のためのツールとして活用したい。
- 既に独自にリスク評価を実施している団体に支障が出ないようなルールとしていただきたい。
- 都道府県において水害リスクの評価を行う予定であることから、水害リスク作成予定河川の情報やどのようなスキームで実施するのか、できるだけ早く教えていただきたい。
- 公表前の市町村や地元への事前説明について、国の指導や協力をいただきたい。
- 全国の動向把握や見直しの必要性検討等のため、既に独自に水害リスクを評価・公表済の団体に対しても情報提供をいただきたい。
- 市町村からもその他河川における水害リスク評価の要望がある。

■コスト等課題について

- 「その他河川」について水害リスク情報を公表することは重要と考えているが、対象となる河川数が多く、浸水想定図の作成に係る財政的負担等が大きな課題。
- 沿川に住家の多い河川などにおいて水害リスク情報を提供する必要があると考えるが、全ての都道府県管理河川で情報提供する必要があるのかは疑問。
- ダム直下の都道府県管理河川におけるダム管理者との責任分担の明確化が必要。
- 水害リスクを公表しても、水位等の避難判断基準の設定が困難。
- 従来の水位周知河川等における浸水想定区域と中小河川における簡易的な水害リスク評価の結果との間に精度差があるため住民に理解されやすい表記の検討が必要。

(次項に続く)

「その他河川」における洪水浸水リスクの検討状況に関する調査

(続き)

【「その他河川」において簡易的な水害リスク評価を実施することに対する意見】(続き)

■水害リスク評価の条件等について

- 中小河川のリスク評価を行う場合、河川氾濫、内水氾濫、土砂災害等の他の要素との重ね合わせを考慮すべき。
- 想定最大降雨による評価が望ましい。
- 上流の準用河川や都市下水道からの氾濫による浸水リスクをどう扱うか。

■その他

- 「その他河川」の水害リスク評価を実施した場合、市区町村が作成する洪水ハザードマップの更新の財政的支援をお願いしたい。
- 「その他河川」の浸水が想定される範囲内において水防法の各種義務についての取扱いをどうするのか。
- 活用事例の共有や講習会の開催など情報発信をお願いしたい。
- 簡易的な水害リスク評価を行う業務の歩掛や特記仕様書を作成・公開していただきたい。